



## 台風24号に伴う豪雨 【 道路：第12報 】

### 国道10号 宮崎市赤谷地区<sup>あかたに</sup>～都城市有水地区<sup>ありみず</sup> 倒木及び土砂崩落：《片側交互通行規制へ切り替え》

平成30年9月30日 15時30分 から倒木及び土砂崩落による全面通行止めを実施している  
国道10号 宮崎市赤谷地区<sup>あかたに</sup>～都城市有水地区<sup>ありみず</sup>において、以下のとおり9時30分を目途に  
片側交互通行で通行可能となりますのでお知らせします。  
ご不便をおかけしましたが、引き続きご協力のほどお願いいたします。

#### 記

- 規制の内容 片側交互通行規制
- 規制区間 国道10号 宮崎市高岡町浦之名～都城市高城町有水 間の3箇所（別紙のとおり）
- 規制開始時間 平成30年10月1日 9時30分目途

※各箇所とも復旧作業が完了次第、順次規制解除します。なお、全ての作業が完了した際には再度お知らせいたします。

※ 通行規制情報については、宮崎河川国道事務所ホームページでも随時確認できます。

直接ご覧になる場合 <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bousai/top.html?gmn=mapDR1>



宮崎河川国道事務所ホームページトップ画面からご覧になる場合 <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>  
ページトップ > リアルタイム防災情報 > 道路の規制情報（国道10号） の順でクリック  
ページトップ > 通行止め情報 > 道路の規制情報（国道10号） の順でクリック

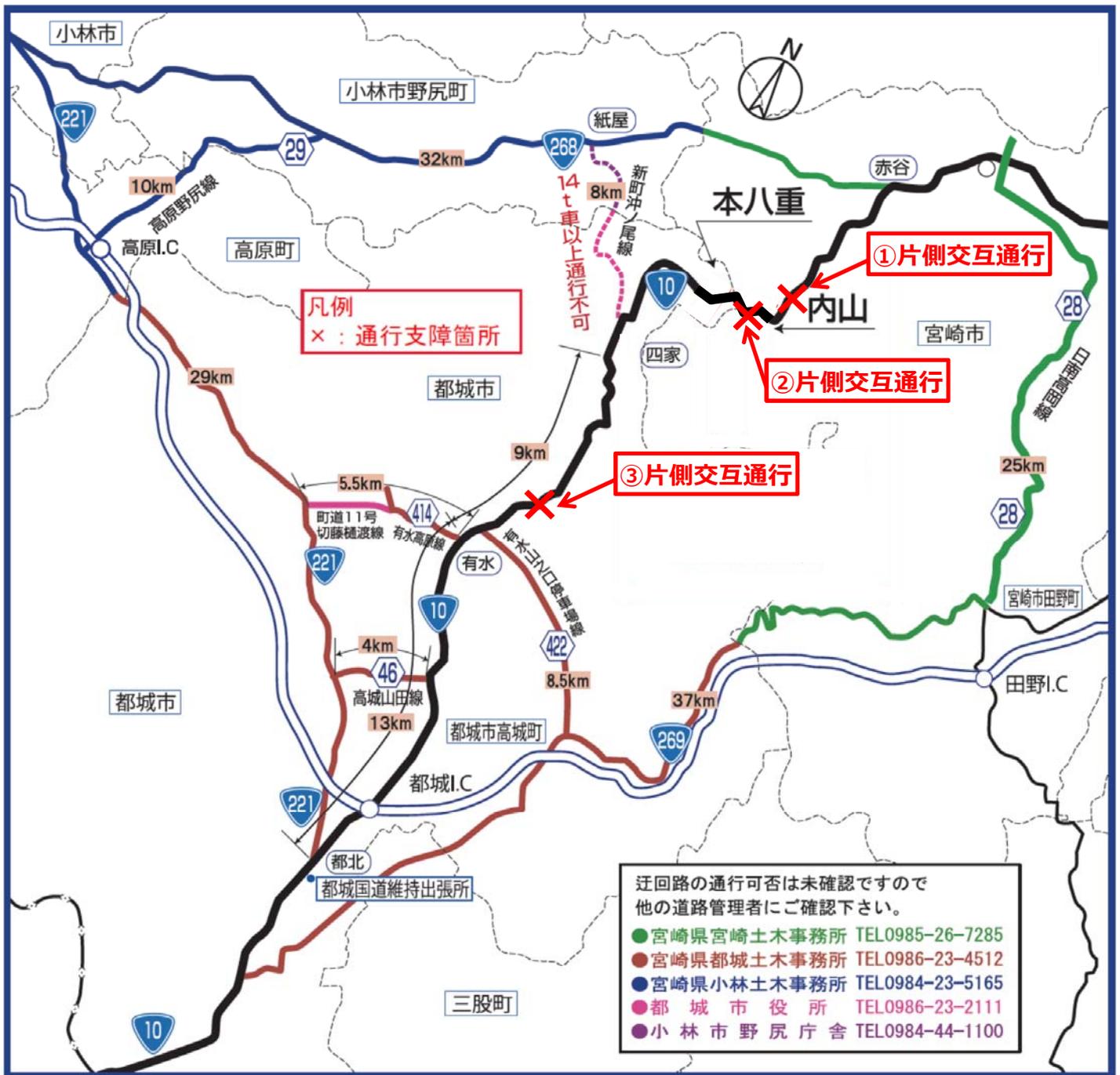


発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ

問い合わせ先 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所  
TEL 0985-24-8221（代表）  
総括保全対策官 森 賢二  
調査第二課長 栗田 耕一郎

# 通行規制箇所 位置図



**※各箇所とも復旧作業が完了次第、順次規制解除します。なお、全ての作業が完了した際には再度お知らせいたします。**